明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 2　免許を受けようとする者は、前項ただし書の場合を除き、次の各号のいずれかに該当するときは、前項第一号の書類の添付を要しない。<br>一　総務大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により、地方公共団体情報システム機構から免許を受けようとする者に係る同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）の提供を受けるとき。<br>［二～四　略］ | 2　免許を受けようとする者は、前項ただし書の場合を除き、次の各号のいずれかに該当するときは、前項第一号の書類の添付を要しない。<br>一　総務大臣が住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により、地方公共団体情報システム機構から免許を受けようとする者に係る同条に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）の提供を受けるとき。<br>［二～四　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（登録検査等事業者等規則の一部改正）

**第九条**　登録検査等事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （登録に係る事業の承継の届出）<br>**第七条**　［略］<br>［2　略］<br>3　事業の全部を譲り受けたことによって登録検査等事業者の地位を承継した者（法人を除く。）が第一項の規定による届出をした場合において、総合通信局長は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該届出をした者に係る同法第三十条の七第四項に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）を利用することができないときは、当該届出をした者に対し、住民票の写しを提出させることができる。 | （登録に係る事業の承継の届出）<br>**第七条**　［同上］<br>［2　同上］<br>3　事業の全部を譲り受けたことによって登録検査等事業者の地位を承継した者（法人を除く。）が第一項の規定による届出をした場合において、総合通信局長は、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九の規定により当該届出をした者に係る同条に規定する機構保存本人確認情報（同法第七条第八号の二に規定する個人番号を除く。）を利用することができないときは、当該届出をした者に対し、住民票の写しを提出させることができる。 |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令の一部改正）

**第十条**　地方独立行政法人法別表及び地方独立行政法人法施行令第五条第一項の総務省令で定める事務を定める省令（平成二十九年総務省令第七十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （法別表第十二号の総務省令で定める事務）<br>**第十二条**　［略］<br>［一～三十　略］<br>三十一　住民基本台帳法第二十条の二の規定による通報を受けること。<br>三十二　住民基本台帳法第二十条の三の規定による通報を受けること。<br>三十三　住民基本台帳法第二十条の四第一項の規定による確認その他戸籍の附票の正確な記録を確保するため必要な措置又は同条第二項の規定による申出の受理若しくはその申出に係る事実についての審査<br>三十四～四十九　［略］<br>五十　住民基本台帳法第三十条の四十一第一項の規定による通知<br>五十一～六十二　［略］<br>六十三　住民基本台帳法施行令第十二条第一項若しくは第三項の規定による確認若しくは住民票の記載等、同条第二項の規定による住民票の記載等又は同条第四項の規定による通知<br>六十四～八十五　［略］<br>（法別表第十七号の総務省令で定める事務）<br>**第十七条**　法別表第十七号の総務省令で定める事務は、次のとおりとする。<br>一　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項若しくは第三条の二第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、第三条第四項の規定による作成若しくは記録、同条第五項の規定による通知、同条第六項の規定による通知を受けること又は同条第七項の規定による記録若しくは提供 | （法別表第十二号の総務省令で定める事務）<br>**第十二条**　［同上］<br>［一～三十　同上］<br>［新設］<br>［新設］<br>三十一～四十六　［同上］<br>［新設］<br>四十七～五十八　［同上］<br>五十九　住民基本台帳法施行令第十二条第一項若しくは第三項の規定による確認若しくは記載等、同条第二項の規定による記載等又は同条第四項の規定による通知<br>六十～八十一　［同上］<br>（法別表第十七号の総務省令で定める事務）<br>**第十七条**　［同上］<br>一　電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成十四年法律第百五十三号）第三条第一項の規定による申請の受理若しくはその申請に係る事実についての審査、同条第四項の規定による作成若しくは記録、同条第五項の規定による通知、同条第六項の規定による通知を受けること又は同条第七項の規定による記録若しくは提供 |